

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県深谷市長在家198番地

氏 名 永田紙業株式会社 代表取締役 永田 耕太郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 6年 2月24日

許可の有効年月日 令和11年 2月23日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)
- ・廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・汚泥 (カドミウム又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃酸 (カドミウム又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・廃アルカリ (カドミウム又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 2月24日 当初許可

平成21年 5月28日 事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥 (カドミウム又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメ

(以下、裏面記載)

タンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸(カドミウム又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ(カドミウム又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンを含むことのみにより有害なものに限る。)を追加したこと。

平成24年12月12日 変更届出書受理(代表者を永田博太郎から変更したこと。)

平成26年 2月24日 更新許可

平成31年 2月24日 更新許可

令和 6年 2月24日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無

以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白